

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第216号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域を同表の該当類型の欄に掲げる類型を当てはめる水域として指定する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
河川 後志利別川上流（メップ川合流点から上流（メップ川を含む。））	河川生物特A	イ
後志利別川中流（メップ川合流点から目名川合流点まで（目名川を含む。））	河川生物A	イ
後志利別川下流(1)（真駒内川の北檜山取水口から上流）	河川生物A	イ
後志利別川下流(2)（目名川合流点及び北檜山取水口から下流）	河川生物A	イ
止別川上流（シノマンヤンベツ川合流点から上流（シノマンヤンベツ川を含む。））	河川生物特A	イ
止別川中流（シノマンヤンベツ川合流点からパナクシュベツ川合流点まで（パナクシュベツ川を含む。））	河川生物特A	イ
止別川下流（パナクシュベツ川合流点から下流）	河川生物特A	イ

注1 該当類型の分類は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準についての別表2の1の(1)のイの表に掲げるとおりとする。

注2 達成期間の「イ」とは、指定後、直ちに達成することを示す。

北海道告示第217号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定番号 第343号
- 指定の区域 中川郡幕別町字大豊136番3及び139番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び十勝総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、オロロン土地改良区か

目 次

告 示

○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定……（環境推進課）	57
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	57
○土地改良区の役員の住所変更の届出……（農業施設管理課）	57
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）	58
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり 知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……（漁港漁村課）	58
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正……（漁港漁村課）	58
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）	60
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）	60
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）	61
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）	61
○森林法による通知に代える公示（2件）……（治山課）	62
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……（維持管理防災課）	62
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（維持管理防災課）	62
○土砂災害警戒区域の指定……（維持管理防災課）	63
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課）	64
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……（都市環境課）	66

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……	66
---------------------	----

道立向陽ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……	66
---------------------	----

道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……	66
---------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……	67
-------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……	68
---------------------	----

ら、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・監事の別氏名住所変更前変更後
理事 荒木俊彦 苫前郡羽幌町字築別1657番地 苫前郡羽幌町字築別1794番地の1

北海道告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名事業の種類縦覧場所
日高幌別 農業用排水施設、農用地改良保全施設、区画整理、客土、暗渠排水 北海道日高振興局
シネシンコ 草地整備 [公共牧場中核型] (区画整理) 北海道宗谷総合振興局
鹿追美蔓 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫 北海道十勝総合振興局

北海道告示第220号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

東浦漁港（稚内市）の項を削る。
仙法志漁港（利尻町）の項を次のように改める。

仙法志漁港（利尻町）	東防波堤のうち別図に示す45.5メートル	5隻以内	周年
------------	----------------------	------	----

浜益（浜益地区）漁港（石狩市）の項中「浜益（浜益地区）漁港」を「浜益漁港（浜益地区）」に改める。

千走漁港（島牧村）の項中「千走漁港」を「千走漁港（千走地区）」に改める。

美谷（瀬棚）漁港（せたな町）の項中「美谷（瀬棚）漁港」を「狩場漁港（美谷地区）」に改める。

虻羅漁港（せたな町）の項中「虻羅漁港」を「狩場漁港（虻羅地区）」に改める。

吹込漁港（せたな町）の項中「吹込漁港」を「狩場漁港（吹込地区）」に改める。

中歌漁港（せたな町）の項中「中歌漁港」を「狩場漁港（中歌地区）」に改める。

泊川漁港（八雲町）の項中「泊川漁港」を「相沼泊川漁港（泊川地区）」に改める。

相沼漁港（八雲町）の項中「相沼漁港」を「相沼泊川漁港（相沼地区）」に改める。

乙部漁港（乙部町）の項中「乙部漁港」を「乙部漁港（乙部地区）」に改める。

五勝手漁港（江差町）の項中「五勝手漁港」を「江差追分漁港（五勝手地区）」に、「8隻以内」を「7隻以内」に改める。

上の国（上ノ国地区）漁港（上ノ国町）の項中「上の国（上ノ国地区）漁港」を「上ノ国漁港（上ノ国地区）」に改める。

稲穂（稲穂地区）漁港（奥尻町）の項中「稲穂（稲穂地区）漁港」を「奥尻漁港（稲穂地区）」に改める。

松江漁港（奥尻町）の項中「松江漁港」を「奥尻漁港（松江地区）」に改める。

宮津漁港（奥尻町）の項中「宮津漁港」を「奥尻漁港（宮津地区）」に改める。

福島（福島地区）漁港（福島町）の項を次のように改める。

福島漁港（福島地区） （福島町）	1 北船揚場のうち別図に示す42メートル	13隻以内	周年
	2 北防波堤のうち別図に示す25.5メートル	7隻以内	周年

釜谷（木古内）漁港（木古内町）の項中「釜谷（木古内）漁港」を「木古内漁港（釜谷地区）」に改める。

上磯漁港（北斗市）の項中「上磯漁港」を「北斗漁港（上磯地区）」に改める。

八雲（八雲地区）漁港（八雲町）の項を次のように改める。

八雲漁港（八雲地区） （八雲町）	船揚場のうち別図に示す8メートル	50隻以内	周年
---------------------	------------------	-------	----

知布泊漁港（斜里町）の項中「25隻以内」を「21隻以内」に改める。

北海道告示第221号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

浜益（浜益地区）漁港（石狩市）の項中「浜益（浜益地区）漁港」を「浜益漁港（浜益地区）」に改める。

浜益（群別地区）漁港（石狩市）の項中「浜益（群別地区）漁港」を「浜益漁港（群別地区）」に改める。

幌漁港（石狩市）の項中「幌漁港」を「浜益漁港（幌地区）」に改める。

忍路漁港（小樽市）の項を次のように改める。

忍路漁港 （小樽市）	東防波堤、東防波堤南端東側角とイ点（東防波堤南側基部から東防波堤南端東側角に沿って延長した直線と船揚場①南端南側角から西側角に沿って延長した直線との交点）を結ぶ直線、イ点と船揚場①南端西側角を結ぶ直線、船揚場①北端北側角と船揚場②東端南側角を結ぶ直線、道路護岸基部から先端へ15メートルの点と-2.5m物揚場東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の 船舟
	船揚場のうち、別図に示す陸域	漁船以外の 船舟

余市河口漁港（余市町）の項中「余市河口漁港」を「余市漁港（本港地区）」に改める。

出足平漁港（余市町）の項中「出足平漁港」を「余市漁港（出足平地区）」に改める。

島泊漁港（余市町）の項中「島泊漁港」を「余市漁港（島泊地区）」に改める。

湯内漁港（余市町）の項中「湯内漁港」を「余市漁港（湯内地区）」に改める。

永豊漁港（島牧村）の項中「永豊漁港」を「千走漁港（永豊地区）」に改める。

千走漁港（島牧村）の項中「千走漁港」を「千走漁港（千走地区）」に改める。

原歌漁港（島牧村）の項中「原歌漁港」を「千走漁港（原歌地区）」に改める。

第二栄浜漁港（島牧村）の項中「第二栄浜漁港」を「千走漁港（第二栄浜地区）」に改める。

美谷（瀬棚）漁港（せたな町）の項中「美谷（瀬棚）漁港」を「狩場漁港（美谷地区）」に改める。

吹込漁港（せたな町）の項中「吹込漁港」を「狩場漁港（吹込地区）」に改める。

虻羅漁港（せたな町）の項中「虻羅漁港」を「狩場漁港（虻羅地区）」に改める。

中歌漁港（せたな町）の項中「中歌漁港」を「狩場漁港（中歌地区）」に改める。

泊川漁港（八雲町）の項中「泊川漁港」を「相沼泊川漁港（泊川地区）」に改める。

相沼漁港（八雲町）の項中「相沼漁港」を「相沼泊川漁港（相沼地区）」に改める。

元和漁港（乙部町）の項中「元和漁港」を「乙部漁港（元和地区）」に改める。

乙部漁港（乙部町）の項中「乙部漁港」を「乙部漁港（乙部地区）」に改める。

泊漁港（江差町）の項中「泊漁港」を「江差追分漁港（泊地区）」に改める。

五勝手漁港（江差町）の項中「五勝手漁港」を「江差追分漁港（五勝手地区）」に改める。

上の国（上ノ国地区）漁港（上ノ国町）の項中「上の国（上ノ国地区）漁港」を「上ノ国漁港（上ノ国地区）」に改める。

上の国（大崎地区）漁港（上ノ国町）の項中「上の国（大崎地区）漁港」を「上ノ国漁港（大崎地区）」に改める。

汐吹漁港（上ノ国町）の項中「汐吹漁港」を「上ノ国漁港（汐吹地区）」に改める。

石崎漁港（上ノ国町）の項中「石崎漁港」を「上ノ国漁港（石崎地区）」に改める。

小砂子漁港（上ノ国町）の項中「小砂子漁港」を「上ノ国漁港（小砂子地区）」に改める。

稲穂（稲穂地区）漁港（奥尻町）の項中「稲穂（稲穂地区）漁港」を「奥尻漁港（稲穂地区）」に改める。

稲穂（勘太浜地区）漁港（奥尻町）の項中「稲穂（勘太浜地区）漁港」を「奥尻漁港（勘太浜地区）」に改める。

松江漁港（奥尻町）の項中「松江漁港」を「奥尻漁港（松江地区）」に改める。

赤石漁港（奥尻町）の項中「赤石漁港」を「奥尻漁港（赤石地区）」に改める。

宮津漁港（奥尻町）の項中「宮津漁港」を「奥尻漁港（宮津地区）」に改める。

朝日漁港（松前町）の項中「朝日漁港」を「大沢朝日漁港（朝日地区）」に改める。

大沢漁港（松前町）の項中「大沢漁港」を「大沢朝日漁港（大沢地区）」に改める。

小谷石漁港（知内町）の項中「小谷石漁港」を「知内漁港（小谷石地区）」に改める。

涌元漁港（知内町）の項中「涌元漁港」を「知内漁港（涌元地区）」に改める。

木古内漁港（木古内町）の項中「木古内漁港」を「木古内漁港（木古内地区）」に改める。

札刈漁港（木古内町）の項中「札刈漁港」を「木古内漁港（札刈地区）」に改める。

泉沢漁港（木古内町）の項中「泉沢漁港」を「木古内漁港（泉沢地区）」に改める。

釜石（木古内）漁港（木古内町）の項中「釜石（木古内）漁港」を「木古内漁港（釜石地区）」に改める。

当別漁港（北斗市）の項中「当別漁港」を「北斗漁港（当別地区）」に改める。

茂辺地漁港（北斗市）の項中「茂辺地漁港」を「北斗漁港（茂辺地地区）」に改める。

上磯漁港（北斗市）の項中「上磯漁港」を「北斗漁港（上磯地区）」に改める。

八雲（八雲地区）漁港（八雲町）の項を次のように改める。

八雲漁港 （八雲地区） （八雲町）	（漁港施設） 東防波堤、北防波堤、西防波堤、東防波堤北端北側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、漁港利用調整施設を除いた別図に示す水域	漁船以外の 船舟
	（利用調整施設） 東防波堤、北防波堤、西防波堤、東防波堤北端北側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、別図に示す漁港利用調整施設内の水域	船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の 船舟

八雲（山崎地区）漁港（八雲町）の項中、「八雲（山崎地区）漁港」を「八雲漁港（山崎地区）」に改める。

虻田漁港の項を次のように改める。

虻田漁港 (本港地区) (洞爺湖町)	西防波堤、西防波堤突堤、北防波堤、西防波堤突堤北端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
虻田漁港 (大磯地区) (洞爺湖町)	南防波堤、西防波堤、南防波堤北端東側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

鷺別漁港（登別市）の項を次のように改める。

鷺別漁港 (登別市)	外防波堤、防砂堤、北護岸、北防波堤、南防波堤、東防波堤、外防波堤南端西側角と東防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

富浦漁港（登別市）の項中「富浦漁港」を「鷺別漁港（富浦地区）」に改める。

奔幌戸漁港（浜中町）の項中「奔幌戸漁港」を「浜中（釧路）漁港（奔幌戸地区）」に改める。

貫人漁港（浜中町）の項中「貫人漁港」を「浜中（釧路）漁港（貫人地区）」に改める。

落石（落石地区）漁港（根室市）の項中「落石（落石地区）漁港」を「落石漁港（落石地区）」に改める。

落石（浜松地区）漁港（根室市）の項中「落石（浜松地区）漁港」を「落石漁港（浜松地区）」に改める。

昆布盛漁港（根室市）の項中「昆布盛漁港」を「落石漁港（昆布盛地区）」に改める。

斜里漁港（斜里町）の項中「及び漁船保管施設用地」を「、漁船保管施設用地、野積場用地及び漁具保管修理施設用地」に改める。

北海道告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町静内東別378の1・378の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

静内東別378の1（次の図に示す部分に限る。）、378の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 松前郡福島町字浦和53・55・56・60・183（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、40の4、54、59、181

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市・様似郡様似町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 当別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局産業振興部林務課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第225号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 赤平市・沙流郡日高町・様似郡様似町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町・様似町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）、赤平市

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 赤平市・様似郡様似町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに赤平市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を石狩市役所の掲示場に掲示した。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成27年北海道告示第140号

2 所在が不明な者 川原田 勇吉、株式会社トップ・パートナーズ

北海道告示第227号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成27年農林水産省告示第363号

(2) 所在が不明な者 曾根 藤三

(3) 掲示場所 中富良野町役場

2(1) 通知の内容 平成27年農林水産省告示第364号

(2) 所在が不明な者 大森 清、菊池 キミ子、大島 安長、大島 邦昌、国仙 進、国仙 きく、大森 栄三郎、堀田 直美、堀田 敏男、小林 洋一

(3) 掲示場所 江差町役場

北海道告示第228号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 河川の名 二級河川天野川水系天野川

2 廃川敷地等が生じた年月日 平成27年3月27日

3 廃川敷地等の位置 (右岸) 檜山郡上ノ国町字大留565番地

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 24,544.80㎡

北海道告示第229号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

留萌南町4丁目2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
留萌市	南町4丁目	146番1	1
同	潮静4丁目	25番3	2
同	同	25番3	3
同	同	25番4	4
同	同	25番4	5

同	南町4丁目	133番21	6
同	同	128番2	7
同	同	133番14	8
同	同	131番2	9
同	同	136番7	10
同	同	140番1	11

北海道告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽天神2丁目3（I-1-184-721）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市天神2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
天神沢川（I-11-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市天神2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭東町3丁目4（I-3-531-3089）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市東町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白老白老4（I-3-514-3072）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
白老郡白老町緑丘3丁目、4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊川沢（I-31-0108）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市豊川町四丁目、字糸井（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫小牧糸井4（I-3-506-3064）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字糸井、有珠の沢町三丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
変電所沢川（I-31-1310）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別、穂別豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
穂別西の沢（I-31-1320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別、穂別豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
スキー場沢川（I-31-1330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別、穂別豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仁和上沢（II-31-1800）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別仁和（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神3丁目4（I-1-183-720）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神3丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭常盤町2（I-3-119-1759）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市常盤町、幕西町、中央町1丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭常盤町1（I-3-120-1760）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市常盤町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭常盤町3（I-3-121-1761）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市常盤町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭常盤町（I-3-122-1762）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市常盤町、清水町2丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭東町3（I-3-222-1862）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市東町3丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭東町3丁目3（I-3-223-1863）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市東町3丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭東町3丁目2（I-3-530-3088）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>室蘭市東町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市東町3丁目1（Ⅱ-3-121-1294）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市東町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老白老3（Ⅰ-3-15-1655）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字白老、緑丘3丁目、末広町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鶴川二宮1（Ⅰ-3-13-1653）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町二宮（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鶴川二宮2（Ⅱ-3-31-1204）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町二宮（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 穂別穂別1（Ⅰ-3-14-1654）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 穂別仁和1（Ⅱ-3-42-1215）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別仁和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 穂別仁和2（Ⅱ-3-43-1216）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別仁和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑3丁目3（Ⅱ-6-3-1728）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑3丁目、大字稚内村字ヤマワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供す）</p>
---	---

る。)

北海道告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 伊達市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・122号竹原通及び3・4・105号末永中通）
- 3 事業施行期間 平成25年8月30日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地（取用の部分） 平成25年北海道告示第569号の事業地のうち末永町地内において事業地を変更する。

道立緑ヶ丘病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月27日

北海道立緑ヶ丘病院長 東端 憲仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年3月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 東京美装北海道株式会社
(2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 落札金額
28,483,488円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年1月30日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課

(2) 所在地 河東郡音更町緑が丘1番地

道立向陽ヶ丘病院告示

北海道立向陽ヶ丘病院告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月27日

北海道立向陽ヶ丘病院長 佐々木 信一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道立向陽ヶ丘病院庁舎等清掃及び院内洗濯業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年3月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社サンメンテナンス
(2) 住所 大阪府大阪市中央区常盤町2丁目2番5号
- 4 落札金額
18,759,600円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年1月30日付け北海道立向陽ヶ丘病院告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課
(2) 所在地 網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月27日

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長 岡 隆治

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庁舎清掃業務及び北海道旭川養護学校庁舎清掃業務 一式
- 2 落札を決定した日

平成27年3月17日

3 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏名 株式会社ビルテクノ
 (2) 住所 旭川市神居7条11丁目2番7号

4 落札金額
 16,796,000円

5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

6 一般競争入札の公告
 平成27年1月30日付け北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名称 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課
 (2) 所在地 旭川市春光台2条1丁目1番43号

(2)ア 1台1月当たりの単価 0円
 イ 1枚当たりの単価 0.98円

5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

6 一般競争入札の公告
 平成27年2月3日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成27年3月27日

北海道教育庁十勝教育局長 上野 靖

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第23号
 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成27年3月27日

北海道教育庁十勝教育局長 上野 靖

1 落札に係る物品等の名称及び数量
 (1) 北海道教育庁十勝教育局に係る複写機等の賃貸借契約（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 1台
 (2) 十勝管内道立学校に係る複写機等の賃貸借契約（1台に係る1月当たりの単価及び1枚あたりの単価） 12台

2 落札を決定した日
 平成27年3月17日

3 落札者の氏名及び住所
 (1)ア 氏名 株式会社 カネタ
 イ 住所 帯広市西7条南1丁目9番地
 (2)ア 氏名 株式会社 曾我
 イ 住所 帯広市西15条南28丁目1番地8

4 落札金額
 (1)ア 1台1月当たりの単価 0円
 イ 1枚当たりの単価 0.50円

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 (1) A重油その1 100,000リットル
 (2) A重油その2 52,000リットル
 (3) A重油その3 127,000リットル
 (4) A重油その4 82,000リットル
 (5) A重油その5 156,000リットル
 (6) 灯油その1 79,000リットル
 (7) 灯油その2 23,000リットル

2 落札を決定した日
 平成27年3月18日

3 落札者の氏名及び住所
 (1) 1の(1)及び(4)
 ア 氏名 北海道エネルギー株式会社
 イ 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
 (2) 1の(2)
 ア 氏名 株式会社晃陽燃料
 イ 住所 帯広市東5条南21丁目1番地9
 (3) 1の(3)
 ア 氏名 三洋興熱株式会社
 イ 住所 帯広市西8条南7丁目1番地
 (4) 1の(5)

- ア 氏 名 栗林石油株式会社
 イ 住 所 室蘭市入江町1番地19
 (5) 1の(6)
 ア 氏 名 Y S ヤマシ ヨウ 株式会社
 イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2
 (6) 1の(7)
 ア 氏 名 有限会社増田商店
 イ 住 所 河西郡更別村字更別南1線91番地
- 4 落札金額
 (1) 55.30円
 (2) 75.00円
 (3) 54.00円
 (4) 55.30円
 (5) 55.00円
 (6) 57.80円
 (7) 75.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 平成27年2月3日付け北海道教育庁十勝教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

- (1) 氏 名 一般財団法人北海道交通安全協会
 (2) 住 所 札幌市中央区北30条西6丁目4番18号
- 4 落札金額
 210円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 平成27年1月23日付け北海道警察本部告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第143号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成27年3月27日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び調達予定数量
 自動車保管場所データ入力業務委託 337,020件
- 2 落札を決定した日
 平成27年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所